

水戸市公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度水戸市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 12 年水戸市条例第 6 号）第 13 条の規定に基づき公表する。

令和 5 年 4 月 3 日

水戸市長 高 橋 靖

令和 5 年度水戸市一般廃棄物処理実施計画

- 1 計画区域及び期間
- 2 令和 5 年度一般廃棄物の計画量
 - (1) ごみ関係[処理される廃棄物（ごみ）量]
 - (2) 生活排水関係[処理される廃棄物（し尿）量]
- 3 処理主体
 - (1) ごみ関係
 - ア 一般廃棄物（ごみ）処理主体
 - イ 一般廃棄物（ごみ）処理業者
 - (2) 特定家庭用機器一般廃棄物
 - (3) 使用済小型電子機器等の回収
 - (4) 生活排水関係
 - ア 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理主体
 - イ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理業者
- 4 処理計画
 - (1) ごみ処理実施計画
 - ア ごみ処理計画
 - イ 収集運搬計画
 - (ア) 収集運搬
 - (イ) 市では収集しない（処理できない）ごみ
 - ウ 中間処理計画
 - (ア) 処理施設
 - (イ) 清掃工場に搬入される廃棄物量
 - (ウ) 清掃工場以外に搬入される廃棄物量
 - (エ) 清掃工場での再資源化量
 - (オ) 清掃工場で発生する残渣量
 - エ 最終処分計画
 - オ 市民に対する広報及び啓発活動
 - (2) 生活排水処理実施計画
 - ア 生活排水処理計画
 - (ア) 浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進する区域及び補助基数
 - (イ) 農業集落排水処理施設で処理をする区域，人口等
 - (ウ) 下水道で処理をする区域，人口等
 - イ 収集運搬計画
 - ウ 中間処理計画
 - (ア) 処理施設
 - (イ) 市の処理施設に搬入される廃棄物量
 - (ウ) 市の処理施設で発生する残渣量
 - (エ) 発生残渣の再生処分（堆肥化）計画
 - エ 最終処分計画（水戸地区）
 - オ 市民に対する広報及び啓発活動

1 計画区域及び期間

計画区域	水戸市
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 令和5年度一般廃棄物の計画量

(1) ごみ関係〔処理される廃棄物（ごみ）量〕

区 分	計 画 量
燃えるごみ (家庭系+事業系ごみ)	85,573 t
燃えないごみ (家庭系+事業系ごみ)	3,547 t
資源物 (集団+集積所+使用済小型電子機器等)	9,934 t
有害ごみ	151 t
粗大ごみ	290 t
民間独自ルートにより再生利用されるごみ	9,647 t

(2) 生活排水関係〔処理される廃棄物（し尿）量〕

区 分		地 区	計 画 量	合 計
非水洗化		水戸	4,100 t	4,923 t
		常澄	361 t	
		内原	462 t	
水洗化	浄化槽汚泥	水戸	24,500 t	30,280 t
		常澄	3,344 t	
		内原	2,436 t	
	農業集落排水	水戸	1,850 t	3,520 t
		常澄	580 t	
		内原	1,090 t	

3 処理主体

(1) ごみ関係

ア 一般廃棄物(ごみ)処理主体

区 分		処理主体
収集運搬	家庭系ごみ	・水戸市 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者（ただし、市で収集しないごみに限る）
	事業系ごみ	事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者
中間処理		・水戸市
最終処分		・一般廃棄物処分業許可業者（事業系ごみの一部）

イ 一般廃棄物(ごみ)処理業者

○収集運搬業を許可する事業範囲

対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市で収集しないごみの収集運搬 ・事業系ごみの収集運搬
搬入先	<ol style="list-style-type: none"> 1 水戸市清掃工場（えこみっと） 2 本市の一般廃棄物処分業許可業者の処理施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水戸市再資源化事業協同組合（水戸市加倉井町 1202 番地 5） (2) 榊栄光通商（水戸市杉崎町 1263 番地 1） 3 本市外の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 9 号イの規定により通知したごみに限る。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター（土浦市東中貫町 6 - 9） (2) 大縄林業原木(株)（笠間市池野辺字駒切 630 番地 7 ほか 28 筆）
備 考	本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬能力は、本市において発生するごみ量を満たしており、収集運搬が困難であるとは認められないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項の規定に適合しないため、新規に一般廃棄物収集運搬業の申請があった場合でも許可をしない。

○処分業を許可する事業範囲

対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で発生したし尿及び浄化槽汚泥又は事業系ごみのうち、循環資源として市長が認めるものの再生利用を目的とした処分 ・本市で発生した適正処理困難物の処分 <ul style="list-style-type: none"> ● 循環資源…循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 3 項に規定するもの ● 再生利用…同法第 2 条第 6 項に規定するもの
	※ 市外からの搬入について 他の市区町村から発生した廃棄物の処分について、本市内への搬入の申出がある場合、協議を行い、一般廃棄物処理実施計画の実行に支障がないと認められるときは、搬入を認める。
必要な施設 ※自ら運営し、本市内に設置するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 8 条の許可を受けた一般廃棄物処理施設 ・法第 15 条の 2 の 5 の届出をした産業廃棄物処理施設（処理対象の産業廃棄物と同種の一般廃棄物を処理する場合に限る。）

○一般廃棄物(ごみ)処理業の許可

区 分	地 区	業 者 数
収集運搬	水 戸	47 社
	常 澄	11 社
	内 原	15 社
積替え及び保管	水 戸	1 社
処 分		2 社

○一般廃棄物(ごみ)処理施設の許可

区 分	業 者 数
処理施設	3 社

<許可業者一覧>

区 分	地区	業 者 名 (順不同)		
収集運搬	水戸	(有)阿部商店	(株)恋瀬産業	(株)野村
		アミックス(株)	(有)山裕クリーン	(株)橋本商事
		(株)茨交サービス	(株)春海丸	(有)林空俵
		(株)茨城県クリニック・クリーン協会	(株)白梅商事	(株)ノーブルエコ
		茨城グローブシップ(株)	新生環境整備(株)	富士企業(株)
		(有)植田商店	(有)すいめい	(有)プライムクリエイト
		(有)エム産業	(有)スズキクリーンサービス	(有)北青サービス
		(株)エム・ビー・シー	(株)鈴山	(株)丸信商会
		(有)大鳥リバイブ	(株)竹屋商店	(株)マルセ
		勝田環境(株)	(株)田村商店	(有)マルゼン
		川崎商事	(有)地域整備開発研究所	(有)水戸環整センター
		(有)環境保全サービス	(株)津田産業	(株)宮部商店
		北関東通商(株)	(株)常盤商社	(株)村田にこここ商事
		久賀谷商会	都市保全工業(有)	(有)明光産業
	(株)ピソウ	長岡商会(株)	(有)岩木企画	
	(有)K. K サービス	(株)ニシノ産業		
	常澄	(有)クロサワクリーンサービス	(有)川上産業	(株)白梅商事
		大洗清掃協同組合	北関東通商(株)	(株)茨城県クリニック・クリーン協会
		(株)エム・ビー・シー	資源開発興業(株)	アミックス(株)
	内原	(株)茨交サービス	常陽資材(株)	
(有)阿部商店		(有)植田商店	(有)山裕クリーン	
(有)マルゼン		(株)白梅商事	(株)恋瀬産業	
(株)茨城県クリニック・クリーン協会		(有)大鳥リバイブ	アミックス(株)	
(有)スズキクリーンサービス		北関東通商(株)	(有)内原環境クリーン	
(有)北青サービス	(株)エム・ビー・シー	(株)栄光通商		
積替え及び保管	水戸	水戸市環境整備事業協同組合		
処 分		(株)栄光通商	水戸市再資源化事業協同組合	
処理施設		(株)栄光通商	水戸市再資源化事業協同組合 根崎解体工事(株)	

(2) 特定家庭用機器一般廃棄物

(小売店等に引取義務がなく，リサイクル料金が支払われている品目を対象)

区 分		主 体
収 集	水戸市清掃工場へ搬入	市 民
運 搬	水戸市清掃工場から指定引取場所へ運搬	水 戸 市
処 理	リサイクル	製 造 者

(3) 使用済小型電子機器等の回収

市内 29 か所に回収ボックスを設置し，回収を行う（回収ボックスの投入口に入る大きさのものに限る）。

回収品目：携帯電話，スマートフォン，タブレット型端末，電子辞書，電子手帳，外付けハードディスクドライブ，携帯音楽プレーヤー（CD・MD含む。），ビデオカメラ，デジタルカメラ，携帯型ゲーム機，携帯型カーナビ，ICレコーダー，電気コード，ACアダプター

回収ボックス設置施設名称		
市役所本庁舎	赤塚出張所	常澄出張所
竹隈市民センター	常磐市民センター	緑岡市民センター
寿市民センター	上大野市民センター	柳河市民センター
渡里市民センター	吉田市民センター	酒門市民センター
飯富市民センター	国田市民センター	桜川市民センター
上中妻市民センター	千波市民センター	双葉台市民センター
笠原市民センター	吉沢市民センター	稲荷第二市民センター
内原市民センター	中央図書館	東部図書館
西部図書館	見和図書館	いばらきコープ水戸店
カスミフードスクエア水戸赤塚店	カスミフードスクエア水戸見川店	

(4) 生活排水関係

ア 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理主体

区分	発生地区	水 戸	常 澄	内 原
収集運搬	し 尿	水 戸 市	一般廃棄物収集運搬業許可業者	一般廃棄物収集運搬業許可業者
	浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者	浄化槽清掃業許可業者	浄化槽清掃業許可業者
中間処理		水 戸 市	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城地方広域環境事務組合
最終処分		水 戸 市	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城地方広域環境事務組合

イ 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理業者

○収集運搬業を許可する事業範囲

対象業務	し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物の収集運搬		
対象廃棄物 及び 搬入先	し尿	常澄地区	大洗、銚田、水戸環境組合
		内原地区	茨城地方広域環境事務組合
	浄化槽汚泥	水戸地区	水戸市見川クリーンセンター
		常澄地区	大洗、銚田、水戸環境組合
		内原地区	茨城地方広域環境事務組合

○一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理業の許可

区 分		地 区	許可権者	業 者 名
収集運搬	し尿	常澄	水戸市	㈲クロサワクリーンサービス, 常陽資材㈱, 株山本環境開発
		内原	水戸市	㈲茨城友清, ㈱セイコー
収集運搬	浄化槽汚泥	水戸	水戸市	新生環境整備㈱, 富士企業㈱, ㈲水戸環整センター
		常澄	水戸市	㈲クロサワクリーンサービス, 常陽資材㈱, 株山本環境開発
		内原	水戸市	㈲茨城友清, ㈱セイコー, ㈱栄光通商 (大足地区農業集落排水処理施設に限る。)

4 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみ処理計画

ごみの発生抑制・再資源化計画

ごみの発生抑制	分別収集の徹底 家庭における生ごみ減量化の推進	減量及びリサイクルの啓発 事業系一般廃棄物の適正処分促進
再資源化	燃えないごみ及び粗大ごみから、金属類を回収	
	びん・缶類をスチール, アルミ及びカレットに分類	
	ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、選別後、圧縮梱包	
	白色トレイは、選別後、袋詰め	
	焼却施設から発生する主灰は、外部委託業者の施設で土木資材等に再資源化	
	集団資源物回収 (品目ごとに排出の資源物について、月1回協力団体ごとに回収)	
集積所資源物回収 (分別排出の資源物 (新聞紙, ダンボール, その他の紙類, 紙パック, 布類, びん・缶類, ペットボトル, 白色トレイ, プラスチック製容器包装) を回収)		
使用済小型電子機器等拠点回収 (市内29か所(令和5年4月1日現在)で回収)		

イ 収集運搬計画

(ア) 収集運搬

区 分	形 態	計画量	収集回数 ※祝日も実施。 年末年始を除く。	排出方法
燃えるごみ	直 営 一部委託	52,968 t	週 2 回	市指定袋又は処理券を使用
燃えないごみ	直 営 一部委託	2,011 t	月 2 回	
資源物 (集積所)	委 託	7,432 t	月 2 回 (下記以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・びん・缶類, ペットボトル及び白色トレイは透明又は半透明の中身が見える袋を使用 ・紙類・布類はひもで十文字にしぼる ・透明又は半透明の中身が見える袋を使用
			月 4 回 (プラスチック製 容器包装)	
資源物 (集団)	委 託	2,501 t	月 1 回	団体で品目ごと (空きびん類・空き缶, 金属類, 紙類, 布類, ペットボトル, 白色トレイ及びプラスチック製容器包装) に分別したものを回収
使用済小型 電子機器	直 営	1 t	随時	専用ボックス (計 29 か所) で回収
有害ごみ	委 託	151 t	月 2 回	品目ごと (乾電池, 蛍光管・水銀体温計, スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター) に透明又は半透明の中身が見える袋を使用
粗大ごみ (戸別収集)	委 託	290 t	申込制	粗大ごみ処理券の貼付

(イ) 市では収集しない（処理できない）ごみ

種 類	種 類	処理方法
一時多量ごみ		・清掃工場に自己搬入 ・許可業者に依頼
家庭系パソコン		・メーカーに回収申込 ・パソコン3R推進協会に問合せ
特定家庭用機器 (家電4品目)	テレビ, エアコン, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機・衣類乾燥機	・小売業者に依頼 ・市に依頼 ・指定引取場所への持込み
処理できないもの ・有害物質を含む物 ・危険性のある物 ・引火性のある物 ・著しく悪臭を発する物 ・容積又は重量が著しく 大きい物 ・処理に支障を及ぼすお それのある物	ガスボンベ, 廃油, 薬剤, 消 火器, 建築廃材, 灰, ピアノ, オルガン, バイク, タイヤ, バッテリー, 事業所用スチー ル机, 農機具, 農業用ビニール, モーター類, 1m以上の 電線, 土砂, 浴槽, ドラム缶, 物干し台 など	・販売店又は専門の処理業者に 依頼 ・許可業者に依頼
特別管理一般廃棄物	感染性病原体を含むおそれ のある廃棄物(感染性を有し ない廃棄物を除く。)	専門の業者に依頼
在宅医療廃棄物の一部	鋭利なもの(針類), 注射筒 など	医療機関へ返却
その他	原動機付き自転車 など	・販売店に相談 ・許可業者に依頼

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設

施設区分	概 要	
焼却施設 (水戸市)	名 称	水戸市清掃工場
	所 在 地	水戸市下入野町 2100 番地
	受付時間	8:30~12:00, 13:00~17:00
	休業日	日曜日, 年末年始
	処理能力	330t/24h (110t/24h×3炉)
再資源化施設 (水戸市)	名 称	水戸市清掃工場 (リサイクルセンター)
	所 在 地	水戸市下入野町 2100 番地
	受付時間	8:30~12:00, 13:00~17:00
	休業日	日曜日, 年末年始
	処理能力	破碎設備 24t/5h 選別設備 31t/5h
再資源化施設 (許可業者施設)	名 称	水戸市再資源化事業協同組合
	所 在 地	水戸市加倉井町 1202 番地 5
	処理能力	圧縮梱包機 96.0t/8h 圧縮機 4.8t/8h
発酵堆肥化施設 培養液肥化施設 (許可業者施設)	名 称	(株)栄光通商
	所 在 地	水戸市杉崎町 1263 番地 1
	処理能力	63.63t/日
破碎施設 固形燃料化施設 (施設許可業者施設)	名 称	根崎解体工事(株)
	所 在 地	水戸市谷津町 1182 番地 1
	処理能力	破碎施設 36.16t/8h 固形燃料化施設 8t/8h

(イ) 清掃工場に搬入される廃棄物量

区 分	搬 入 者	計 画 量	合 計
燃えるごみ	水戸市	52,968 t	85,573 t
	直接搬入	32,605 t	
燃えないごみ	水戸市	2,011 t	3,547 t
	直接搬入	1,536 t	
資源物（紙類，布類）	水戸市	275 t	4,269 t
資源物（びん・缶）	水戸市	1,808 t	
資源物（ペットボトル）	水戸市	523 t	
資源物（白色トレイ）	水戸市	19 t	
資源物（プラスチック製容器包装）	水戸市	1,644 t	
有害ごみ	水戸市	151 t	
粗大ごみ	水戸市	290 t	290 t

(ロ) 清掃工場以外に搬入される廃棄物量

区 分	計 画 量	合 計
資源物（紙類，布類）	3,163 t	15,312 t
使用済小型電子機器等	1 t	
集団資源物回収により回収される資源物	2,501 t	
民間独自ルートにより再生利用されるごみ	9,647 t	

(エ) 清掃工場での再資源化量

区 分	計 画 量	合 計
燃えないごみ及び粗大ごみから金属類の回収	804 t	12,840 t
再資源化施設でアルミ，スチール及びカレットの分別回収	1,146 t	
再資源化施設でペットボトル及びプラスチック製容器包装を選別後，圧縮梱包 白色トレイは，選別後，袋詰め	1,800 t	
主灰を外部委託業者の施設で再資源化	9,090 t	

(オ) 清掃工場で発生する残渣量

区 分	計 画 量
飛灰	2,768 t

エ 最終処分計画

概 要	
名 称	水戸市一般廃棄物第三最終処分場
埋立面積／全体容積	12,000 m ² ／74,000 m ³

オ 市民に対する広報及び啓発活動

活動事項	概要	回数
ごみに対する総合的な啓発活動	「水戸まちなかフェスティバル」への参加	1回/年
	「水戸市環境フェア」への参加	1回/年
ごみの発生抑制啓発活動	「広報みと」掲載によるレジ袋削減へ向けた周知	1回/年
	レジ袋削減の取り組みに関する協定の締結	随時
	ごみゼロの日キャンペーンの開催	1回/年
	いきいき出前講座の実施	随時
	「ごみマガ!」の発行	2回/年
ごみの分け方・出し方の周知	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	随時
	「資源物とごみの分け方・出し方（外国語版）」の配布	随時
	「ごみ収集カレンダー」の配布	随時
	「広報みと」掲載による周知	随時
	「水戸市市民ガイドブック」掲載による周知	1回/年
	ごみ排出抑制啓発チラシの配布	1回/年
	分け方・出し方指導	随時
	ホームページ及びSNSによる周知	随時
資源物回収及びリサイクル活動の啓発	「広報みと」掲載による周知	随時
	リサイクル施設等見学会の開催（市民公募）	2回/年
食品ロスの削減	みと食べきり運動協力店の認定	随時
	30・10運動普及キャンペーンの実施	2回/年
ごみ減量支援制度	生ごみ処理機器購入に対する補助（申請に基づく。）	処理機 100基/年 容器 100器/年
	剪定枝粉碎機の貸与	随時
事業系ごみの排出管理と指導の徹底	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	事業系ごみの適正処理指導	随時
不法投棄を防止するための啓発活動	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	ホームページ及びSNSによる周知	随時
	不法投棄防止看板の配布	随時
	不法投棄を防止するための指導	随時
資源物持ち去り防止対策	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	パトロールの実施	4回/月
廃棄物の野外焼却を防止するための啓発活動	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	ホームページ及びSNSによる周知	随時
	廃棄物の野外焼却（野焼き）防止のための指導	随時
違法廃品回収業者について	ホームページによる周知	1回/年

(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

(ア) 浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進する区域及び補助基数

区 域		補助基数
次の各号に掲げる区域を除く市内全域 ① 公共下水道の処理区域（公共下水道へ流入させることが困難であると市長が認める区域を除く） ② 下水道事業受益者負担金又は下水道事業受益者分担金の賦課対象区域	公共下水道の事業計画区域以外の区域（農業集落排水事業の事業実施採択を受けた区域である場合は、同事業の施設の整備が当分の間見込まれない区域に限る）	180 基
③ 農業集落排水処理施設の処理区域（農業集落排水処理施設へ流入させることが困難であると市長が認める区域を除く） ④ 団地内等に浄化槽を有し、生活排水を処理している区域	前項に掲げる区域を除く区域	20 基

(イ) 農業集落排水処理施設で処理をする区域, 人口等

地区	区域	名称	所在地	処理能力	放流先	区域面積	計画人口
水戸	平須	平須地区農業集落排水処理施設	平須町 547-7	576 m ³ /日	澗沼川水域 (赤穂川)	68ha	2,130人 (461戸)
	飯富	飯富地区農業集落排水処理施設	飯富町 4959-2	594 m ³ /日	那珂川	122ha	2,200人 (456戸)
	上国井	上国井地区農業集落排水処理施設	上国井町 833-1	378 m ³ /日	那珂川	75ha	1,400人 (265戸)
	加倉井	加倉井地区農業集落排水処理施設	加倉井町 312-3	435 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	68ha	1,610人 (252戸)
	藤井岩根成沢	藤井岩根成沢地区農業集落排水処理施設	藤井町 2645	654 m ³ /日	那珂川水域 (西田川)	91ha	2,420人 (497戸)
	下大野上大野	下大野上大野地区農業集落排水処理施設	下大野町 1797	540 m ³ /日	那珂川	131ha	2,000人 (495戸)
常澄	下入野	下入野地区農業集落排水処理施設	下入野町 1215	173 m ³ /日	澗沼川水域 (石川川)	31ha	640人 (140戸)
	大場森戸	大場森戸地区農業集落排水処理施設	大場町 2200-1	343 m ³ /日	澗沼川水域 (石川川)	60ha	1,270人 (298戸)
内原	大足	大足地区農業集落排水処理施設	大足町 1830-2	284 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	42ha	1,050人 (222戸)
	宿根古屋	宿根古屋地区農業集落排水処理施設	鯉淵町 7520	176 m ³ /日	澗沼川水域 (澗沼前川)	45ha	650人 (167戸)
	筑地赤尾関	筑地赤尾関地区農業集落排水処理施設	赤尾関町 746-5	284 m ³ /日	澗沼川水域 (澗沼前川)	75ha	1,050人 (233戸)
	内原北部	内原北部地区農業集落排水処理施設	有賀町 2471	365 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	48ha	1,350人 (291戸)

(ウ) 下水道で処理をする区域，人口等

地 区	概 要 (面 積)	人 口
水 戸	4,645 ha	206,014 人
常 澄	131 ha	5,279 人
内 原	260 ha	6,122 人
合 計	5,036 ha	217,415 人

イ 収集運搬計画

区 分	地 区	形 態	収 集 回 数
し 尿	水戸	委 託 新生環境整備㈱，富士企業㈱， ㈱水戸環整センター	○水戸地区 定額制は月1回，従量制は申出に よりその都度収集
	常澄	許 可	○常澄，内原地区 申出によりその都度収集
	内原	許 可	
浄化槽汚泥	水戸	許 可	申出によりその都度収集
	常澄	許 可	
	内原	許 可	
農業集落排水	水戸	許 可	○水戸，内原地区 月1～2回 ○常澄地区 月1回
	常澄	許 可	
	内原	許 可	

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設

地 区	概 要	
水 戸	名 称	水戸市見川クリーンセンター
	所 在 地	水戸市見川4丁目680番地
	処理能力	310 k1/日 (放流先…桜川)
常 澄	名 称	大洗、鉾田、水戸クリーンセンター
	所 在 地	東茨城郡大洗町成田町4287番地
	処理能力	80 k1/日
内 原	名 称	茨城地方広域環境事務組合
	所 在 地	東茨城郡茨城町大字馬渡244番地
	処理能力	152 k1/日

(イ) 市の処理施設に搬入される廃棄物量

区 分	搬入者	計 画 量
し尿	水戸市	4,100 t
浄化槽汚泥	一般廃棄物処理業者	24,500 t
ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥 (計画発生量：460t)	一般廃棄物処理業者	※ 見川クリーンセンターで 処理できる汚泥に限る。

(ウ) 市の処理施設で発生する残渣量

区 分	計 画 量
余剰汚泥	1,430 t

(エ) 発生残渣の再生処分(堆肥化)計画

区 分	形 態	計 画 量
脱水汚泥 (見川クリーンセンター・農業集落排水)	委託	見川クリーンセンター 856 t 農業集落排水 31 t

エ 最終処分計画 (水戸地区)

区 分	形 態	計 画 量
脱水汚泥, 沈砂	委託	610 t

オ 市民に対する広報及び啓発活動

活 動 内 容		回 数
し尿収集作業について	「広報みと」掲載による周知	5回/年
浄化槽について	「広報みと」掲載による周知	3回/年